平成２５年（フ）第６号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢23番地23、従前の住所宮城県遠田郡美里町二郷字蔵人主一号35番地
債務者　安部　勝昭
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
三重県員弁郡東員町大字鳥取33番地　メゾン27―303
債務者　日沖　雅博
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
三重県三重郡川越町大字当新田463番地　メゾン・ド・ローレライ103号
債務者　村川　泰臣
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
三重県桑名市新地84番地、前住所三重県桑名市大字東方403番地１　暁第一ハイツ２Ａ号
債務者　三谷美奈子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３号
三重県四日市市笹川９丁目15番地８　県営Ｐ９―501
債務者　小津　清一
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４号
三重県四日市市笹川９丁目15番地８　県営Ｐ９―501
債務者　小津　加代
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
三重県四日市市笹川９丁目15番地１　分譲106―502
債務者　佐藤　正己
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４号
滋賀県彦根市小泉町310番地15福満荘１―Ｂ号室
債務者　峯岸　　明
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８８７号
京都市南区久世大藪町496番地24
債務者　中内　益夫
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８８８号
京都市南区久世大藪町496番地24
債務者　中内　静子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９３号
京都市伏見区白銀町953番地
債務者　山﨑　泰弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９４号
京都市伏見区白銀町953番地
債務者　山﨑　花枝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０６号
京都市伏見区横大路松林26番地17
債務者　池田タクシーこと池田正男こと　池　貞碩
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８９号
京都市北区大宮西小野堀町20番地　第２メゾンミソノ101号室
債務者　藤本　篤子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２３号
京都市右京区嵯峨中通町25番地　ウエストウイング嵯峨601
債務者　今井　雅恵
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字縄手34番地
債務者　畑　　禎宏
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地３号棟233号
債務者　中島設備こと　中島　英治
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係